雨漏り、外壁、屋根の修理などリフォームを考えている方へ朗報！只今無料にて調査を行なっております。

株式会社アンビエント（本社：東京都千代田区 代表取締役：吉田和正）は、2011年9月9日 に火災保険の申請代行をして実質負担金0円で屋根修理を行うサービスサイトの屋根修理.comの無料調査サイトをオープンしました。
http://yaneyane.com/LP01/

■屋根修理を火災保険で申請する３つのメリット
メリット１：安い 火災保険で修理をするとグッと修理代が安くなります
火災保険の申請で屋根の修理を行うため、通常の屋根の修理費用が保険でまかなえます。
お客様にご負担頂く費用は、弊社への成功報酬のみで御座います。

メリット２：しっかりとお見積りを致します
火災保険の申請を行い、審査が通って屋根の修理が完了した段階でお客様は弊社へ費用をご負担頂きます。
もちろん審査が通らなかった場合は、費用を頂きませんので、これまでのお客様からはご安心ご納得頂けています。

メリット３：今まで踏み切れなかった修理も簡単に解決します
今まで費用面などがネックで雨漏りなどの屋根の修理が出来なかった・・・
そういった悩みも弊社へご依頼頂ければ面倒な手続きをせずに解決できます。

■よくあるご質問
築１０年未満は対象外ですか？
築10年を経過していると自然災害箇所が多く見受けられますが、10年未満でもご相談は可能です。
是非、一度ご相談ください。

経年劣化は対象外？
経年劣化と自然災害は異なりますので、対象外です。ただ、区別が難しいので、まずはご相談して下さい。

雨漏りは対象になるの？
自然災害が起因の屋根の損害による雨漏りと、保険会社に災害認定されれば適用となります。

■保険申請の流れ
1お客様より、弊社へ「無料調査依頼書」及び、「申込書」にご記入頂きます。
2現地調査日のご連絡をいたします。
3お客様のご自宅にて、調査スタッフが実際に屋根に上って調査します。災害状況調査（災害情報収集）、現場調査・撮影（損害/被災 箇所確認）を無料にて行います。※1
4被災箇所が発見された場合→「災害報告書」を作成し、お客様へご郵送いたします。
5保険会社への申請。これはお客様ご自身にて、お電話で行なっていただきます。
6保険会社による、現地立会調査。※2
7申請結果のお知らせ。

8被災認定された場合、保険金額の決定通知を口頭・書面にて行います。
9弊社より、修繕工事内容のご案内をさせていただきます。
10修繕工事の打ち合わせ→実施。
※1無料調査時に、被災の見つからなかった場合は、屋根の状態は極めて良好であります。また、被災は無いが、劣化箇所の見つかった場合は、書面にてその旨をご報告させていただきます。
※2保険会社による調査時に、被災認定されなかった場合、保険適用外の旨のご報告を書面にてさせていただきます。

■申請の期間
サービス申し込みから約40日で屋根工事までが終わります。
※申請日までの時間が掛かってしまうと（雨天順延等）、場合によっては上記日程よりも長くなる可能性があります。

■この様な悩みにもお応えいたします。
なぜ火災保険で屋根が直せるの？
火災保険は「火災」だけでなく、自然災害にも適用されるからです（一部適用外の保険有り）。

普通の火災保険で適用できるの？
火災保険証書をご確認ください。通常、住宅保険（火災保険）には、自然災害も含まれる事がほとんどです。

保険に加入していれば、どこの保険会社でもいいの？
自然災害が適用になる住宅保険（火災保険）であれば保険会社は問いません。

ご相談、ご質問はお気軽にお問い合わせください。

【当プレスリリースへのお問合せ】
株式会社アンビエント
TEL：03-3291-0177　FAX：03-3291-0178
URL：http://yaneyane.com/
担当：宮崎
E-mail：info@yaneyane.com

【お問い合わせ先】
〒101-0064
東京都千代田区猿楽町1-5-3 リッツ御茶ノ水第一ビル2F
株式会社アンビエント
担当：宮崎
Email：info@yaneyane.com
TEL：03-3291-0177　/ FAX：03-3291-0178

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com